安曇野市

令和５年４月１日

合併処理浄化槽の「設置」及び「補助金交付」に関する届出・申請の流れ

市民生活部環境課

〇*はじめに*
- **各種手続きは、届出・申請者の委任により浄化槽工事者が代行して届出・申請することができます。**
- **補助金の交付にあたっては、安曇野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱※（以下「交付要綱」という。）により「補助対象区域」及び「補助金交付対象者」が規定されています。** ※令和5年3月 30 日に要綱の一部改正がありました。

設置手続き

届出者	市役所（環境課）

〇事前相談

〇 地下浸透事前協議書

補助対象かどうかを確　認

受付

２部提出（副本含む）

※地下浸透「ﾄﾚﾝﾁ方式」にする場合

<添付書類>
1 地形図
2 設置場所の付近平面図
3 設置場所付近の状況が分かるカラー写真
4 地下浸透処理を行う土地の地質柱状図
5 土壌の浸透試験結果
6 浄化槽の規模、構造及び性能
7 後処理装置の規模、構造及び性能
8 地下浸透装置の構造
9 検水井の構造

書類審査・受理

副本１部返却

回答書

受領

補助対象かどうかを確　認

1 設計概要書又は設置届

受付

４部提出

※建物の新築+浄化槽の設置：設計概要書
※浄化槽の設置のみ又は建築確認を伴わない増築+浄化槽の設置：設置届

<添付書類(設計概要書)>
1 付近の見取図(500m 周辺の状況を記入すること)
2 処理施設の平面図・断面図(工場生産浄化槽の場合は、工場生産浄化槽認定シートの写)
3 建物等の平面図(延べ床面積が分かるもの)
4 人員算定等の計算書
5 技術管理者の資格を証明する書類
6 浄化槽法定検査申込書の写し(浄化槽法第７条、第 11 条)
7 浄化槽維持管理委託届出書の写し
8 その他、市長が必要と認める書類

書類審査・受理

進達

長野県松本建設事務所

受領

3部返却(民間確認の場合)

＜ここまでの手続きは、予算年度に限定せず受付が可能です＞

補助金交付手続き

＜補助金交付対象となる方＞

(補助対象区域)交付要綱第３条※本市の行政区域のうち次のいずれかに該当する区域
1 公共下水道事業計画処理区域以外の区域及び農業集落排水事業計画処理区域以外の区域
2 その他市長が指定する区域

(補助金交付対象者)交付要綱第４条
★補助対象区域において、**住宅（専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供する建物）に**合併処理浄化槽を設置する者及び合併処理浄化槽が**新たに**設置された住宅を購入する者であって、市内に住所を有する者（住宅の取得により市内に住所を有する予定の者を含む。）
※上記にかかわらず、次のいずれかに該当するものに対しては、補助金は交付されません。
1 浄化槽法第５条に基づく設置の届出の審査又は建築基準法の第６条第１項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
2 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
3 住宅を販売する目的で、合併処理浄化槽を設置する者
4 合併処理浄化槽を更新する者
5 既設合併処理浄化槽を更新した合併処理浄化槽付き住宅の購入者
6 市税等に滞納のある者

※左記 4～5 に該当する者のうち、災害に伴うものについては、補助金を交付する。

＜この先の手続きは、年度ごとの受付となります＞
※当該年度の予算の範囲内での補助となるため、予算額に達したときは、当該年度の交付申請は受付致しかねますのであらかじめご了承いただき、事前にご確認下さい。

申請者	市役所（環境課）

2 補助金交付申請書(様式第1号)

１部提出

受付

※必ず工事着工前に申請しなければなりません。

※申請者名にﾌﾘｶﾞﾅをふって下さい。

※遅くとも工事着工の概ね 14 日（２週間）前までには「補助金交付申請書」をご提出下さい(手続き期間に加え、必要に応じ再提出や添付書類の追加等が想定されるため)。

<添付書類>
1 事業計画書及び収支予算書(様式第２号)（設置者に限る）
2 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽設計概要書の写し
3 設置場所の案内図
4 賃貸人等の承諾書（住宅を借りている者に限る）
5 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録証の写し及び認定シートの写し
6 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録浄化槽管理票（C 票）
7 納税状況等確認同意書(様式第３号)
8 その他市長が必要と認める書類

書類審査・受理

※工事着工が可能となります。

受領

補助金交付決定通知

※補助金交付決定通知後に申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書(様式第５号)に変更に関する書類を添付し、提出して下さい。

※当該年度の2月 15 日までに実績報告書を提出してください。

3 工事着手・工事施行

4 工事完了
(1)工事完了報告書提出

１部提出

受付

書類審査・受理

工事完了確認書

受領

(2)浄化槽使用開始報告書提出
(3)浄化槽法定検査申込書
(4)浄化槽設置誓約書提出
（設置の手続き終了）

１部提出

受付

書類審査・受理

※当該浄化槽の使用開始後 30 日以内に使用開始報告書を提出すること。

3 工事着手・工事施行

4 工事完了
①補助金実績報告書提出(様式第６号)

１部提出

受付

※必ず補助事業者は工事完了後１月以内、購入者は交付決定通知書を受理した日から１月以内又は当該年度の２月 15 日のいずれか早い日までに提出してください。

<添付書類>**※申請者の住所と設置場所が必ず同一であること。**
1 事業精算書・収支決算書(様式第３号)
2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合には自ら行うことができることを証明する書類)
3 浄化槽法点検検査依頼書の写し
4 工事請負契約書の写し（設置者に限る）
5 住宅の取得を証する書類(購入者に限る)
6 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の保証登録証
7 工事写真
8 チェックリスト
9 その他市長が必要と認める書類

書類審査 現地確認・受理

※担当者が現地確認を行うことがあります。立会は不要ですが、敷地内に立入る場合がありますので、ご了承下さい。

補助金確定通知書

受領

※補助金実績報告書提出の際は、「工事完了報告書」・「浄化槽使用開始報告書」・「浄化槽法定検査申込書」・「浄化槽設置誓約書」を併せてご提出下さい。

【安曇野市地域・人槽別補助金額】

単位：円

地域名	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
豊　科	612,000	750,000	1,020,000
三　郷	488,000	626,000	896,000
明　科	538,000	676,000	946,000
穂　高	468,000	606,000	876,000
堀　金	428,000	566,000	836,000

※人槽は、**居住の用に供する部分について**建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法により算定した人員（建物の使用状況により当該人員が実情に添わないと考えられる場合は、実情に応じて増減した人員）に基づき区分したものをいう。

②補助金請求書提出(様式第8号)

１部提出

受付

※請求者は交付申請者と同一人であること。

書類審査・受理

補助金交付

口座振替にて支払

補助金の振込を確認(終了)

お問合せ先：環境課環境保全係℡0263-71-2491（直通）　安曇野市役所本庁舎２階５番窓口